

千葉市公告第296号

千葉市農業振興地域整備計画の変更

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定により千葉市農業振興地域整備計画を変更したので、同条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告します。

なお、当該変更後の農業振興地域整備計画書は、経済農政局農政部農地活用推進課において縦覧に供します。

令和5年3月30日

千葉市長 神谷俊一